

令和6年度分

有料職業紹介事業報告書  
無料職業紹介事業報告書

記 載 例

◆	令和6年度報告より、職業紹介事業報告の取扱業務等の区分については、従来の平成23年版厚生労働省編職業分類(旧分類)の中分類から令和4年版厚生労働省編職業分類(新分類)の中分類による報告となったため、 <b>新分類</b> による記載をお願いします。 ただし、「4 活動状況(国内)」及び「5 活動状況(国外)(相手国別・総計)」の「離職」欄に限っては、令和4年度の常用就職のうち、無期雇用の就職後6か月以内に離職した者及び離職したか明らかでない者となるため、取扱業務等の区分は <b>旧分類</b> により記載してください。
◆	無料職業紹介事業の場合は6欄「収入状況」は空欄、8欄「返戻金制度」は「無」としてください。
◆	下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告(詳細は、別表参照)。 ①芸道家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキン、技能実習生、医師(歯科医師・獣医師は除く)、看護師(准看護師を含む)、保育士、特定技能の在留資格に係る職業紹介 ②厚生労働省編職業分類中分類

令和6年1月作成

大阪労働局 需給調整事業部

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上してください。

有料職業紹介事業報告書  
無料職業紹介事業報告書

該当する方を残し、該当しない方を線で消してください。

1 許可番号 27

2 事業所の名称及び所在地  
(名称) ○×紹介  
(所在地) 大阪府大阪市中央区常磐町○丁目○番○号

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況（国内）

取扱業務等の区分	有効求人人数	① 求人			有効求職者数	新規求職申込件数	③ 就職		臨時就職延数	日雇就職延数
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数			常用就職件数	それ以外		
034 一般事務・秘書・受付の職業 (紹介予定派遣)	120 人 (10) 人	1,000 人 (120) 人	4,700 人日 (0) 人日	0 人日 (0) 人日	98 人 (0) 人	500 件 (0) 件	300 件 (0) 件	50 件 (0) 件	450 人日 (0) 人日	0 人日 (0) 人日
038 会計事務の職業	60 人	500 人		0 人日	50 人	250 件	150 件	0 件	250 人日	0 人日
計	180 人	1500 人	6500 人日	0 人日	148 人	750 件	450 件	50 件	700 人日	0 人日

紹介予定派遣については上段区分の内数として記載してください。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めないでください。

一人の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまだがる場合は2人日となります。  
(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となります。)

3月末日現在の有効求職者数を計上してください。

対象期間中に同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上してください。

取扱業務等の区分	④ 離職	
	無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	不明
25 一般事務の職業 (紹介予定派遣)	10 人 (0) 人	0 人 (0) 人
26 会計事務の職業	5 人	0 人
計	15 人	0 人

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した無期雇用就労者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したもの（解雇を除く）及び離職したか不明なものの数を記載してください。

常用…4か月以上の期間を定めて雇用されるものまたは期間の定めなく雇用されるもの。  
臨時…1か月以上4か月未満の期間を定めて雇用されるもの。  
日雇…1か月未満の期間を定めて雇用されるもの。

5 活動状況（国外）（相手国別・総計）

取扱業務等の区分	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職	
		有効求人人数	求人人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数
039 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
039 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	15 人	30 人	10 人	25 件	0 件	20 件
g 医師	アメリカ合衆国 USA	20 人	50 人	15 人	40 件	0 件	30 件
計		55 人	130 人	40 人	105 件	0 件	80 件

業務区分ごと、相手国ごとに記載してください。

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上してください。

取扱業務等の区分	相手国	⑧ 離職	
		無期雇用 (6ヶ月以内/解雇除く)	不明
27 生産関連事務の職業	中華人民共和国 CHN	0 人	0 人
27 生産関連事務の職業	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
008 医師	アメリカ合衆国 USA	0 人	0 人
計		0 人	0 人

余白に事業報告書作成ご担当者様の氏名及び連絡先の記載をお願いします。  
(内容確認のためご連絡させていただく場合があります。)

事業報告ご担当者様  
(氏名)  
(連絡先)

**!金額は全て千円単位としてください!  
(百円単位は四捨五入)**

届出制手数料の場合は、  
この欄に金額を記載してください。

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表)	求人者(届出制)手数料 (職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)			求職受付手数料			
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇				
034 一般事務・秘書・受付の職業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
(紹介予定派遣)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
038 会計事務の職業	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	50000千円	7000千円	0千円	0千円	0千円

1件につき上限710円  
(免税事業者は660円)  
※上限制のみ記載

芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、  
モデルまたはマネキンの職業に限ります。  
1件につき上限710円(免税事業者660円)  
※一人1ヶ月につき3回まで徴収可

紹介予定派遣の件数は内数のため  
合計に含めないでください。

取扱 業務等の区分	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸能家	千円	千円	千円
モデル	千円	千円	千円
科学技術者	千円	千円	千円
経営管理者	千円	千円	千円
熟練技能者	千円	千円	千円
計	0千円	0千円	0千円

!注意!  
介護作業に従事する家政婦(夫)にかかる労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべき  
手数料の徴収実績がある場合は、6の各欄に  
は計上せず、「手数料管理簿」の写しを添付  
してください。

年収700万円を超える  
者に限ります。

7 職業紹介の業務に従事する者の数

15人	(有の場合その概要)
-----	------------

職業紹介責任者も含まれます。  
なお、当該従事する者の数50人につ  
き、1人以上の職業紹介責任者を  
選任する必要があります。

返戻金制度の有無、有の場合はその概要を記  
載してください。

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容

職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運  
営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載してください。(外部  
研修も含みます。)

- 1 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

◎ 氏名又は名称

該当する方を残し(有料職業紹介事業報告書は1・無料職業紹介事業  
報告書は2)、該当しない方を線で消してください。

個人の場合・・・事業主の氏名  
法人の場合・・・会社名、代表者氏名

## 記載要領

- 1 職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日まで（4④欄にあつては前々年の4月1日から前年の3月末日まで）とすること。
- 3 1には、許可番号を記載すること。
- 4 3には、対象期間における紹介予定派遣に係る実績の有無を記載すること。
- 5 活動状況（国内）
  - (1) 4①の「求人数」及び4③欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」（4③欄にあつては無期雇用）、「それ以外」）、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。3において「有」と記載した場合は「取扱業務等の区分」の欄に区分ごとに括弧書きで紹介予定派遣に係る状況を記載すること（以下、(2)から(5)まで及び7において同じ。）。
  - (2) 4①の「有効求人数」、②の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。
  - (3) 4②の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
  - (4) 4④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
  - (5) 4欄において、「常用」とは、4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 6 活動状況（国外）
  - (1) 5⑤の「求人数」及び⑦欄には、「取扱業務等の区分」ごとに、1箇年における求人、期間の定めのない労働契約を締結して就職した人（件）数、それ以外の就職人（件）数を記載すること。
  - (2) 5⑤の「有効求人数」及び⑥の「有効求職者数」欄には、それぞれその3月末における有効求人数、有効求職者数を記載すること。⑥の「新規求職申込件数」欄には、「取扱業務等の区分」ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
  - (3) 5⑧の「離職」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、5⑧の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。

- 7 6の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び「取扱業務等の区分」ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について記載すること。  
また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 8 ⑨欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 9 その紹介により就職した者のうち第二種特別加入保険料（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に対する保険料）に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 10 7の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 11 8の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。



新職種コード

提出不要

職種	職種の区分
a	家政婦（夫）
b	マネキン
c	調理師
d	芸能家
e	配せん人
f	モデル
g	医師
h	保育士
i	特定技能の在留資格に係る職業紹介
001	法人・団体役員
002	法人・団体管理職員
003	その他の管理的職業
004	研究者
005	農林水産技術者
006	開発技術者
007	製造技術者
008	建築・土木・測量技術者
009	情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）
010	情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）
011	その他の技術の職業
012	法務の職業
013	経営・金融・保険の専門的職業
014	宗教家
015	著述家、記者、編集者
016	美術家、写真家、映像撮影者
017	デザイナー
018	音楽家、舞台芸術家
019	図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
020	その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業
021	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
022	保健師、助産師
023	看護師、准看護師
024	医療技術者
025	栄養士・管理栄養士
026	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師
027	その他の医療・看護・保健の専門的職業
028	保健医療関係助手
029	保育士・幼稚園教員
030	学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者
031	学校等教員
032	習い事指導等教育関連の職業
033	総務・人事・企画事務の職業
034	一般事務・秘書・受付の職業
035	その他の総務等事務の職業
036	電話・インターネットによる応接事務の職業
037	医療・介護事務の職業

038 会計事務の職業
039 生産関連事務の職業
040 営業・販売関連事務の職業
041 外勤事務の職業
042 運輸・郵便事務の職業
043 コンピュータ等事務用機器操作の職業
044 小売店・卸売店店長
045 販売員
046 商品仕入・再生資源卸売の職業
047 販売類似の職業
048 営業の職業
049 福祉・介護の専門的職業
050 施設介護の職業
051 訪問介護の職業
052 家庭生活支援サービスの職業
053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業
054 浴場・クリーニングの職業
055 飲食物調理の職業
056 接客・給仕の職業
057 居住施設・ビル等の管理の職業
058 その他のサービスの職業
059 警備員
060 自衛官
061 司法警察職員
062 看守、消防員
063 その他の保安の職業
064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）
065 林業の職業
066 漁業の職業
067 生産設備オペレーター（金属製品）
068 生産設備オペレーター（食料品等）
069 生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）
070 機械組立設備オペレーター
071 製品製造・加工処理工（金属製品）
072 製品製造・加工処理工（食料品等）
073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）
074 機械組立工
075 機械整備・修理工
076 製品検査工（金属製品）
077 製品検査工（食料品等）
078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）
079 機械検査工
080 生産関連の職業（塗装・製図を含む）
081 生産類似の職業
082 配送・集荷の職業
083 貨物自動車運転の職業
084 バス運転の職業
085 乗用車運転の職業
086 その他の自動車運転の職業

087 鉄道・船舶・航空機運転の職業
088 その他の輸送の職業
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業
090 建設躯体工事の職業
091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
092 土木の職業
093 採掘の職業
094 電気・通信工事の職業
095 荷役・運搬作業員
096 清掃・洗浄作業員
097 包装作業員
098 選別・ピッキング作業員
099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業

（紹介予定派遣）

留意事項・主な職業例
家政婦（夫）を052とは分けて区分
マネキンを045とは分けて区分
配せん人を056とは分けて区分
医師を021とは分けて区分
保育士を029とは分けて区分
特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者
工場・支店・営業所等の長
部課長
各種開発技術者
建築設計士、測量士
ソフトウェア開発技術者、プログラマー
ITコンサルタント、ITシステム設計技術者
裁判官、弁護士、弁理士、司法書士
公認会計士、税理士、社会保険労務士
神職、僧侶
著述家、翻訳家、記者
イラストレーター、映像撮影者
ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー
番組制作者、アシスタントディレクター
職業スポーツ家、通訳
歯科医師、獣医師、薬剤師
診療放射線技師、歯科衛生士
環境衛生監視員、心理カウンセラー
看護助手、歯科助手
高等専門学校教員、大学教員
学習・語学指導等教師、スポーツ・舞踏指導員
法務・広報・知的財産事務の職業
コールセンターオペレーター

現金出納事務員、預・貯金窓口事務員
生産現場事務員、出荷・受荷係事務員
貿易事務員
集金人、調査員
旅客・貨物係事務員、運行管理事務員
データ入力事務員
レジ係、百貨店販売店員
不動産仲介・売買人、保健代理人
障害者福祉施設指導専門員
障害者福祉施設介護員
訪問入浴介助員
家事手伝い
エステティシャン、ネイリスト
学校給食調理員、バーテンダー
飲食店店長、旅館・ホテル支配人
駐車場・駐輪場管理人
添乗員、観光案内人、広告宣伝員
道路交通誘導員
警察官、海上保安官
海水浴場監視員、ガス設備保安点検員
漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
飲料・たばこ生産設備オペレーター
化学製品・窯業・土石・繊維製品・木製品・印刷・製本・ゴム・プラスチック製品等生産設備オペレーター
はん用・生産用・電気機械器具・自動車等組立設備オペレーター
製銑工、製鋼工、非鉄金属洗練工、鋳物製造工、金属熱処理工
化学製造・衣服・繊維製品・紙製品・ゴム製品・プラスチック製品等製造工、印刷・製本作業員
電気機械・光学機械器具等組立工
金属材料検査工、金属加工・溶接検査工
食料品検査工
化学製品・衣服・繊維製品・紙製品・印刷・製本・ゴム・プラスチック等検査工
電気機械器具・光学機械器具等検査工
建築塗装工、画工、看板製作工
映写技師、音響係
郵便集配員、電報配達員、新聞配達員
大型トラック運転手
タクシー・ハイヤー運転手
レッカー運転手

鉄道運転士、船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
車掌、フォークリフト運転作業員
ビル設備管理員、クレーン・巻上機運転工
とび工、解体工
大工、屋根ふき工、左官、配管工
送電線架線・敷設作業員
港湾荷役作業員、梱包作業員
商品仕分け作業員
工場業務員、小売店品出し・陳列・補充作業員

## 旧職種コード

職種の区分
001 芸能家
002 家政婦（夫）
003 配ぜん人
004 調理師
005 モデル
006 マネキン
007 技能実習生
008 医師
009 看護師
010 保育士
011 特定技能の在留資格にかかる職業紹介
01 管理的公務員
02 法人・団体の役員
03 法人・団体の管理職員
04 その他の管理的職業
05 研究者
06 農林水産技術者
07 開発技術者
08 製造技術者
09 建築・土木・測量技術者
10 情報処理・通信技術者
11 その他の技術者
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
13 保健師、助産師、看護師
14 医療技術者
15 その他の保健医療の職業
16 社会福祉の専門的職業
17 法務の職業
18 経営・金融・保険の専門的職業
19 教育の職業
20 宗教家
21 著述家、記者、編集者
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
23 音楽家、舞台芸術家
24 その他の専門的職業
25 一般事務の職業
26 会計事務の職業
27 生産関連事務の職業
28 営業・販売関連事務の職業
29 外勤事務の職業
30 運輸・郵便事務の職業
31 事務用機器操作の職業
32 商品販売の職業
33 販売類似の職業
34 営業の職業
35 家庭生活支援サービスの職業

36 介護サービスの職業
37 保健医療サービスの職業
38 生活衛生サービスの職業
39 飲食物調理の職業
40 接客・給仕の職業
41 居住施設・ビル等の管理の職業
42 その他のサービスの職業
43 自衛官
44 司法警察職員
45 その他の保安の職業
46 農業の職業
47 林業の職業
48 漁業の職業
49 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）
52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
54 製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
57 機械組立の職業
60 機械整備・修理の職業
61 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）
62 製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
63 機械検査の職業
64 生産関連・生産類似の職業
65 鉄道運転の職業
66 自動車運転の職業
67 船舶・航空機運転の職業
68 その他の輸送の職業
69 定置・建設機械運転の職業
70 建設躯体工事の職業
71 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）
72 電気工事の職業
73 土木の職業
74 採掘の職業
75 運搬の職業
76 清掃の職業
77 包装の職業
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業 (紹介予定派遣)